

日本司法書士会連合会及び司法書士会が取組む法教育事業

日本司法書士会連合会

I. 法教育への取組み

日司連では、平成11年7月の司法制度改革審議会の設置に呼応して、平成11年11月に現在の法教育推進委員会の前身である「初等中等教育推進委員会」が設置された。

同委員会は、司法書士会における法教育事業についての意見交換及び各会からの活動状況の報告等の集約を行い、消費者教育の必要性・重要性、並びに司法書士の講師派遣の推進を働きかけ、初等中等教育（特に高等学校）における法教育及び消費者教育に対する司法書士会での取組みをいっそう広めると共に、他機関との連携を積極的に進めてきた。

平成15年9月には、法務省が設置した法教育研究会に研究会員として委員長を派遣し、司法書士による具体的な活動報告を行った。その後、法務大臣に提出された同研究会の報告書では、法教育の推進役としての司法書士の活動に対する期待が表明されている。

その後、日司連としてこの報告書に答えるべく、法教育の担い手である法律実務家の中心的な役割を今後も司法書士が果たしていく旨の強い意思表示を行い、これを受けて委員会では、全国各地で展開されている消費者教育を中心とする法律教室事業に、これまでの対症療法的な消費者教育からの脱却、主体的に子どもたちが法律というものを社会事象と関連づけながら学べるような方法の取り入れ方について検討を行ってきた。その中で、平成16年7月に発刊した「学校へ行こう2」では、大阪会における教員との協働作業による授業づくりの実践的な取組みのほか、各司法書士会の多様な取組みを紹介するとともに、司法書士が実践している法律教室事業に対する教職員からの感想を掲載し、司法書士がこの法教育・消費者教育の実践をさらに進化させる際の参考となるよう編集をした。

さらに、平成17年度の事業計画の中で「法教育活動の推進」を重点事業とし、平成18年度には委員会の名称を「法教育推進委員会」に変更した。

その後、平成19年第69回定時総会において、市民一人ひとりの立場にたった法教育を実践する決議が承認されたことに伴い、委員会では司法書士会の取組みに応え、法教育・消費者教育の担い手としての司法書士の実績をより積み重ねるべく、司法書士会の事業活動への支援、法教育・消費者教育を充実させるための他団体・他機関との意見交換、周知活動等を精力的に行い現在に至る。

II. 最近の活動

1. 高校生等への法律教室事業の実施

司法書士会が実施する高校生等への法律教室は、平成21年度は全国計596校において実施した。内訳は、高等学校542校・中学校8校・専門学校17校・四年制大学7校・短期大学5校・養護学校13校・その他4校であった。

【参考資料】平成21年度高校生等への法律教室事業に関するアンケート 集計票

2. 法教育教材開発

司法書士会における法教育事業推進のために、法律教室用の法教育の統一教材を作成し、司法書士会に提供した。

【参考資料】 青少年のための法律講座（パワーポイント教材）

3. 大阪教育大学との消費者教育・法教育に関する共同研究事業

平成22年度より3年の期間を定め、大阪教育大学及び近畿司法書士会連合会と共同で消費者教育・法教育に関する研究事業を進めている。次年度は、今年度に行った授業計画の検証及び教材の作成に向けた検討等をもとに、研究協力校及び教員を増やして研究授業を行う。

4. 「第2回親子法律教室」の開催

小学生に対する法教育の一環として、法やルールの基となる考え方について親子で体験的に学んでもらうことを目的に、広島司法書士会との共催で「第2回親子法律教室」を平成23年3月27日（日）に広島司法書士会館において開催した。自己と他者及び社会との利害調整について公平、公正さや、正義の重要性を理解することにより、子どもたちの法的リテラシーを高めることを狙いとし、広島県・広島法務局・広島県教育委員会等がこれを後援した。

【参考資料】 「第2回親子法律教室」事業報告書／資料集／中国新聞掲載記事（20110328）

(活動年表)

| 年度 | 内 容 |
|------|---|
| 12年度 | 司法書士による初等中等教育実施マニュアル本(サブタイトル「学校へ行こう」)を、全司法書士会に送付 |
| | 全国法教育ネットワーク設立及び研究会に参加 |
| | 全国法教育ネットワーク編による書籍「法教育の可能性—初等中等教育における理論と実践」へ司法書士・司法書士会による実践の論文を執筆投稿 |
| | 財団法人消費者教育支援センターによるシンポジウムに参加 |
| | 第20回全国クレジット・サラ金・商工ローン被害者交流集会の第5分科会「クレサラ問題と教育」に参加 |
| 13年度 | 全国法教育ネットワーク研究会への参加 |
| | 全国青年司法書士協議会 市民法律教室シンポジウムへ初等中等教育への取組みの報告 |
| 14年度 | 日本公民教育学会全国研究大会シンポジウムへの登壇 |
| | 全青司市民法律教室シンポジウムへ参加 |
| 15年度 | 法務省が設置した法教育研究会に研究会員として参加 |
| 16年度 | 「学校へ行こう2」発刊 |
| | 消費者基本計画の素案に対する意見提出 |
| 17年度 | 和歌山大学学園祭での法教育シンポジウムに参加 |
| | 消費者被害救済セミナーでの法教育に関する分科会参加 |
| | 日弁連の市民のための法教育委員会委員との意見交換会を開催 |
| | 全国高校生活指導研究協議会全国大会に参加 |
| | 消費者法ニュース主催によるリレー報告会に派遣し、消費者教育・法教育についての司法書士の取り組みについての報告 |
| 18年度 | 日弁連の消費者教育シンポジウムに報告者として委員を派遣 |
| | 「司法書士による『初等中等教育』実施マニュアル(DVD版)」及び「学校へ行こう(DVD版)法律講座の指針」の各会への配布 |
| | 消費者教育DVD「多重債務に陥らないために～安易な借入れ 重い返済～」・副教材の作成 |
| 19年度 | 法教育シンポジウムの「ひろがる法教育」をテーマとしたパネルディスカッションに参加 |
| | 法務省法教育推進協議会への「法教育における私法分野教材作成に関する意見」の提出 |
| | 日弁連消費者教育シンポジウムリレー報告登壇 |
| 20年度 | 法務省法教育推進協議会、消費者教育推進懇談会、関係機関主催シンポジウムに参加し、日司連の法教育事業に関する活動を報告 |
| | 日本消費者教育学会入会 |
| 21年度 | 「法と教育学会」設立・日司連役員が理事に就任 |
| 22年度 | 日本法社会学会学術大会に参加、シンポジウムでは「リーガルプロフェッションと法教育—司法書士が描く法教育の理念と実践から—」というテーマで司法書士が取り組む法教育のあり方について報告を行う |